

令和 5 年 8 月 3 1 日 開 会

⑤

令和 5 年 第 3 回 茨 城 県 議 会 定 例 会 議 案 概 要 説 明 書

(第 2 綴)

茨 城 県

目 次

- 1 教育委員会委員の任命について 1
- 2 人事委員会委員の選任について 2

1 教育委員会委員の任命について

教育委員会委員（定数6）のうち、庄司一子氏が令和5年10月31日付をもって任期満了となるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者を任命しようとするものである。



庄 司 一 子

昭和31年6月15日生

現住所	茨城県つくば市
学 歴	昭和59年 3月 筑波大学大学院博士課程心理学研究科 心理学専攻単位取得満期退学
職 歴	昭和59年 4月 学校法人生活学園短期大学幼児教育科講師 昭和62年10月 筑波大学心理学系講師 平成 9年 4月 筑波大学教育学系助教授 平成16年 4月 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授 平成27年 3月 茨城県いじめ再調査委員会委員 平成28年 4月 筑波大学学長特別補佐 平成28年 4月 茨城県高等学校審議会委員 平成28年 4月 茨城県臨床心理士会理事 令和 元年11月 茨城県教育委員会委員（1期） 令和 4年 4月 東海大学児童教育学部児童教育学科教授 令和 4年 5月 筑波大学名誉教授

【任命理由】

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条に基づき、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として設置されるもので、教育長及び6人の委員をもって組織される。

候補者は、教育臨床学、教育相談及び学校心理学等を専門とし、茨城県高等学校審議会委員や、茨城県いじめ再調査委員会委員を務めるなど、教育行政に関し優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、1期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経験を生かした役割が期待できる。

以上のことから、教育委員会委員として適任であり任命しようとするものである。

2 人事委員会委員の選任について

人事委員会委員（定数3）のうち、清宮正人氏が令和5年10月26日付をもって任期満了となるので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者を選任しようとするものである。



鈴木 克 典

昭和32年9月28日生

現住所	茨城県ひたちなか市		
学 歴	昭和55年	3月	東北大学卒業
職 歴	昭和55年	4月	農林水産部農政企画課
	平成18年	4月	政策監
	平成20年	4月	商工労働部労働政策課長
	平成22年	4月	保健福祉部障害福祉課長
	平成25年	4月	総務部出資団体指導監兼行政監察監
	平成27年	4月	商工労働部次長
	平成28年	4月	商工労働観光部長
	平成30年	3月	茨城県退職
	平成30年	6月	茨城県信用保証協会専務理事
	令和 2年	6月	茨城県信用保証協会会長
	令和 5年	6月	茨城県信用保証協会退職
	令和 5年	7月	株式会社常陽銀行コンサルティング営業部 公務室公共担当顧問

【選任理由】

人事委員会は、地方公務員法第7条に基づき、人事行政に関する事項についての調査、人事行政の運営についての勧告等に関する事務を担当する機関として設置されるもので、3人の委員をもって組織される。

候補者は、昭和55年の茨城県入庁以来、総務部出資団体指導監兼行政監察監や商工労働観光部長などを歴任し、県政全般について、優れた見識と幅広い視野を有している。

人事委員会においては、これらの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、人事委員会委員として適任であり選任しようとするものである。